

# 公共工事における中間前金払制度の導入について

神奈川県内広域水道企業団では、建設事業者が直面している厳しい状況を踏まえ、企業団が発注する工事について、請負事業者の資金調達の円滑化を図るため、中間前金払制度を導入します。

## 1 中間前金払制度とは

契約当初の前金払に加え、工期半ばに追加して行う前金払をいい、「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に基づく保証事業会社の保証を担保として支払う制度です。

## 2 中間前金払の対象となる工事

契約当初の前金払(請負金額の4割以内)が行われている工事

### 【対象外工事】

- 地域建設業経営強化融資制度による債権譲渡の承諾申請が行われている工事(ただし、当該承諾申請が承諾されなかった場合を除く。)
- 前払金を当該請負工事に必要な経費以外の支払に充てていることが判明した場合等、中間前金払することが不適當な特別な事由がある工事

## 3 中間前金払の割合

請負金額(複数年にわたる工事については、原則、各会計年度の出来高予定額。)の2割を超えない範囲内。ただし、当初の前金払と合計して請負金額の6割(※)を超えることはできません。

注) 前払金額(契約当初)の限度額有り

請負金額50億円未満: 3億円、請負金額50億円以上: 5億円

## 4 中間前金払の認定要件

次の要件をすべて満たす場合に、中間前金払を受けることができます。

- ア 工期の2分の1(複数年にわたる工事については、原則、各会計年度の施行予定期間の2分の1)を経過し、その時点までに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- イ 工事の出来高(複数年にわたる工事については、原則、各会計年度の出来高)が請負金額の2分の1を超えていること。
- ウ 部分払及び部分引渡しに伴う支払が行なわれていないこと。

※中間前金払が行なわれた後の部分払等については、請求できるものとします。

## 5 適用時期

平成23年1月1日以降に入札公告を行う案件から適用